

入札あれこれ【2】

1. 日本は最低落札

今回は落札基準について。周知のように日本の工事入札では最低価格を提示したものが落札することになっている。とくに公共工事ではそれを入札というのであって、それ以外を入札とは呼ばない。設計図・仕様書で示された同じモノを一番安い値段で買おうということで、最低落札はきわめて単純・明快、購買者としてのある種の経済合理性をそなえている。

「ある種の」という意味は、この落札基準だけでプロジェクト全体の合理性・経済性が保証される訳ではないからである。そのためには何よりも設計・仕様目的に沿っており、経済的でなくてはならない。設計がいわば「最適」になっていなければいけない。これはなかなかむづかしい。最適をコスト最小としても、例えば建設コストは安かったが、保全（維持・修善）コストや光熱費その他の運用コストがかかりすぎては全体として経済的とはいえない。逆に建設費が少々高くてもこれらを勘定に入れば得になることもある。LCC（ライフサイクルコスト）ベースの経済性とはそういうことである。それに限らず技術変化の現状からすると、最適設計がいわゆる建築家だけによって実現できるかどうかはかなり疑問である。

最低落札制の経済性に直接関係して問題になるのは、価格の制限である。一つは予定価格の上限

規制性、二つは最低制限である。

まず前者。提案がいくら最低であっても予定価格以下でなければ落札にいたらないのが日本の公共的制度である。これが自由な市場価格の形成に一定の制限を課しているのは事実で、議論を呼ぶ点のひとつである。例えば予定価格見積りが上限規制にふさわしく行われているかとか、逆に不合理に甘いのではないかなど、また公表したらどうかという説もある。筆者個人の考えは、予定価格見積りにとくにかたよりがなく、また入札の競争性が確保されていれば、この点はどうでもよいと思っている。入札が競争である限り落札しようと思えば他の社よりも安い価格を入れて勝たなくてははいけない。そのとき予定価格は発注者の入れた札で、競争者の札のひとつと同じく勝たなくてはならぬ相手とみなすことも出来るからである。ただしこれが不合理に安いものであっては不公正というべきだし、逆のときは意味をなさない。

人によってはこの予定価格の問類もそのろう洩・談合などと結びついたものとして論ずる向きもある。それはそれで別の文脈に属するとしても、議論の意味はある。

一方落札価格の最低も規制することが、同じく会計法令によって可能である。契約履行があやぶまれるとか取引秩序の公正性が乱されるなどのとき、最低価格の札を排除することができる。会計法29条の6、予決令84～91条がそれにあたる。い

入札あれこれ【2】

いわゆるダンピングとそれによる工事のトラブル・手抜き、業界の混乱などをふせぐのがこうした最低制限の主旨である。会計法規以外にも例えば独禁法の不当廉売規制なども法目的と手続はちがうもののダンピング防止の枠組みの一つである。ただしこうした最低制限も一たん不公正な運用が疑われると有効に働かない可能性もある。

こうして日本では予定価格を強制上限としその0.8などを下限とするある巾のなかで、最低札を落札とする方式になっている。これで日本は100年もやってきているから、ときに不満があるとしても、原理的に疑問をもたれることはまああまりない。

2. デンマーク方式その他

一方世界にはいろいろな考え方や方式がある。たとえばデンマーク方式と呼ばれているのは以下のようなものである。

①入札全体の中から最高と最低を除外する。残りの最低をNL(ニューローエスト)、最高をNHとする。②平均をAとする。③ $NA = (NL + NH + 4A) \times 1/6$ を計算する。④NAを超えかつ直近のものを落札とする。ちょうどオリンピックのフィギュアスケートやジャンプの採点に似たところがある。異常ないし不公正はある程度ふせぐことができ、常識的に納得が得やすい面もある。しかし、この計算式が絶対に妥当かどうかについては疑問がないでもない。また予定価格といった発注者による上限規制もない。ただ彼等はこれが現実的で受入可能な考え方だとするのである。要はこれが最もすぐれた方式かどうかではなく、最低落札が最上の方式ではないという考え方があることを示せば足りる。

この方式の変種は実はほかの国にもかなりある。

例えば、お隣の

韓国 全入札の最高と最低を除外し、残りの全入札の平均値に直近のものを落札とする。上下を問わない。

イタリア 全入札の平均値に直近のもの、同じく上下を問わない。

フィリピン 全入札の平均値を超えた直近値、ただしエンジニア見積り以下であるもの。この場合のエンジニア見積りは日本の予定価格に近い。インハウスであるかどうかは別として、発注者側に雇用されたエンジニアの権威に依存したものといえる。

パキスタン 最低札、ただしエンジニア見積りの80%未満は除外

ペル ー エンジニア見積りの10%未満・超過は除外、残りの平均に直近の下位のもの。

こうしたエンジニア見積りの上下に設定した一定の範囲内の入札だけを考慮するやり方を、ある研究者はブラケットティング(かっこでくる)方式と呼んでいる。

これらの国々だけでなく、フランスやポルトガルではアブノーマルに見え、何らかの問題を含んでいそうな入札を排除する努力をしている。

イギリスの入札では標準的に三番札までをまず残し、以上のものは除外する。そのうち入札の審査プロセスがあって、例え一番札=最低札であっても入札内容(イギリスは数量書を使うことが多いから、それに値入れした単価の妥当性が問題になり得る)が適当でないとき、二番札に審査が移動する。日本企業が海外の旧イギリス宗主国系の国々で一番札であるにもかかわらず除外

されたり、二番札以降でも契約したりすることがあるのはそのためだ。要は最低札は有利だが、それだけで決まりという訳ではない。

・アメリカの公共発注での標準的な落札基準がどこにあるかはよく知らない。多くの人の伝えるところによると、最低落札が原則である。ただし発注者側の予定コストは存在しているものの、それを絶対上限とせず、一定割合の超過を許容するという話も多い。

3. 総合コスト基準

こうした予定価格制限、最低札至上主義をとらない落札基準の含意のひとつは、あきらかに受注者側の提案価格の尊重である。発注者側が上限を一方的に定め、かつなかで最低というのは、あまりにも発注者優位、公平な取引といえないではないかという訳である。ただしその前提は各入札が原価、マークアップの双方で真剣なものであり、それぞれが公正な競争状態にあることである。尊重されるにはそれに値するものでなくてははいけない。そうでないとデンマーク方式以下の決定法はすべて意味を失う。

ふたつ目は簡単にいえば安かろう悪かろうでは発注者としても困るということである。1円でも安ければいいというのは、明快でまぎれがないことは確かだが、それだけのことで、これが購入者として最も賢明な調達方法とは考えないという意味である。いうまでもないが、明快でまぎれがないのは大事なことである。しかし落札基準だけがそうであっても、入札をめぐる不明快やまぎれが横行しているのは周知知れわたっている。余談。

価格以外に重視されるべき要件はまず品質であ

ろう。とくにかし担保責任や製造物責任など消費者要求の拡大は主としてこの領域で重要になってきている。

こうした状況は当然に受注者のリスクを重くする。品質を考慮できない金額オンリーの落札基準のもとでは、こうしたリスクを発注者も分担していると見ることもできる。

さて価格のほかに品質などを要素に加えた落札基準があり得るか？ あることはあるのである。実例はこの次回にあげるが、それを複数基準（マルチパラメーター）入札法という。ただ入札を日本のように価格だけで定義すれば、これは入札ではなく随意契約の一種と呼んでもよい。外国人はこれもビッドといっている。計算に入る要件は価格のほか品質、工期などで、附加要件はプロジェクトの性格によって自由である。これらを加算したものを総合（コンバインド）コストという。E C統一指令にそれが落札基準のひとつとされていることは前号にのべた。

この方式の利点は競争が非価格分野にも及んでより広くなり、技術面での革新に刺戟と成果が期待されることである。前にLCCの例をあげたように、これは実は設計内容と契約の仕組みに関係し、問題はより広く論じられることになる。こうした方式の技術的難点は容易に予想されるように評価の総合化の問題である。そこに客観的で透明性のある方法と基準が設定し得るかどうかに問題はおきかえられる。次にはアメリカその他の例をあげてそれを論じよう。

（古川 修）

参考 I. Ahmad & A. Morod; Alternative B:d-Evaluation and Contract Award System, CIBW65, 1993.